

事 務 連 絡  
令和 6 年 12 月 13 日

各都道府県 熱中症予防対策担当部局 御中

環境省大臣官房環境保健部企画課熱中症対策室

### 「熱中症対策に関する市区町村等の相談・支援窓口」の開設について

平素より、熱中症対策の推進に格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

熱中症対策を一層強化するため、気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 23 号）が令和 5 年 4 月に成立し、令和 6 年 4 月に全面施行されました。「熱中症対策実行計画」（令和 5 年 5 月 30 日閣議決定）においては、国は、地方公共団体への情報提供等を通じ、熱中症対策の推進を図ることとしています。

また、環境省では、地方公共団体が、熱中症対策として高齢者等への見守り、声かけ等の活動を強化し、熱中症予防行動の実施を働きかけること等が重要であると考えています。

これらを踏まえ、環境省では、今般、地域における熱中症対策をより一層推進することを目的として、熱中症対策の施策を検討している都道府県や市区町村の熱中症予防対策担当者を支援する「熱中症対策に関する市区町村等の相談・支援窓口」を開設いたします。

都道府県熱中症予防対策担当部局におかれては、当該窓口を適宜ご活用ください。また、貴管内の市区町村へ下記の内容について周知いただきますようお願い申し上げます。

### 記

#### 1. 概要

環境省において、熱中症対策を検討している市区町村等を対象とした「熱中症対策に関する市区町村等の相談・支援窓口」を開設いたします。

窓口では、熱中症予防施策に関して先駆的な取り組みを行っている事例等について情報提供をいたします。

<熱中症対策に関する市区町村等の相談・支援窓口 URL>

<https://outreachlocalgovernment.com>

※相談対応は請負事業者が実施いたします。

## 2. 開設期間

令和6年12月16日（月）から令和7年3月28日（金）まで

<熱中症対策に関する市区町村等の相談・支援窓口の事務局担当>

日本エヌ・ユー・エス株式会社 地域創生ユニット（請負事業者）

豊田・佐藤・今関

〒160-0023 東京都新宿区西新宿7丁目5番25号

E-mail : outreachlocalgovernment@janus.co.jp

以上

<担当者連絡先>

環境省大臣官房環境保健部企画課熱中症対策室

継松・草間

TEL : 03-6206-1732